

## 住宅リフォーム補助金実績（開始から）

産業文化部 商工勤労課

市民が自己で所有し居住する住宅等に、市内の施工業者（小規模事業者に限る）を利用して修繕、補修等の工事を行う場合にその経費の一部を補助することにより、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

補助対象者	1 宝塚市に住民登録されている方 2 市税・国民健康保険税について滞納がない方			
補助対象住宅等	補助対象者が所有し、自己の居住の用に供している市内に存する住宅（併用住宅にあっては事故の居住部分に限り、集合住宅にあっては個人の専有部分に限る。）及びこれに附属する施設の個人所有部分。			
補助対象工事 ※右記のすべてに該当する工事	1 住宅の修繕、改築、増築、模様替えその他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善の工事 2 市内に本社・本店を持っている施工業者と契約して施工する工事 3 常時使用する従業員の数が概ね 20 人以下の小規模事業者が行う工事 4 総工事費が20万円以上の工事			
補助率	工事費の10%以内で、上限10万円。			
制度開始年度	平成26年度（2014年度）			
過去の実績	年度	件数		支出額
		全件	うち小規模	
	H26（2014）実績	34件		3,218,000円
	H27（2015）実績	39件		3,335,000円
	H28（2016）実績	23件	20件(87%)	2,885,000円
	H29（2017）実績	23件	17件(74%)	2,678,000円
H30（2018）実績	15件	15件	1,415,000円	

※平成26年度、平成27年度については、小規模事業者利用者への上乗せ補助を実施していないため、「うち小規模」は記載していない。

※平成30年度より小規模事業者の利用に限定。